参考資料

○名古屋市生涯学習センター条例

平成12年３月29日
条例第38号
改正　平成16年条例第14号
平成17年条例第113号
平成19年条例第24号
平成25年条例第１号
平成25年条例第64号
平成27年条例第41号
平成27年条例第58号
平成29年条例第７号

名古屋市公民館条例（昭和38年名古屋市条例第18号）の全部を改正する。

（設置）

第１条　生涯学習の振興を図るとともに、市民の交流と地域活動の発展に資するため、次のように生涯学習センター（以下「センター」という。）を設置する。

名称	位置
名古屋市千種生涯学習センター	名古屋市千種区振甫町3丁目34番地
名古屋市東生涯学習センター	名古屋市東区葵一丁目3番21号
名古屋市北生涯学習センター	名古屋市北区黒川本通2丁目16番地の3
名古屋市西生涯学習センター	名古屋市西区浄心一丁目1番45号
名古屋市中村生涯学習センター	名古屋市中村区鳥居通3丁目1番地の3
名古屋市中生涯学習センター	名古屋市中区橘一丁目7番11号
名古屋市昭和生涯学習センター	名古屋市昭和区石仏町1丁目48番地
名古屋市瑞穂生涯学習セン	名古屋市瑞穂区惣作町2丁目27番地の3

ター	
名古屋市熱田生涯学習センター	名古屋市熱田区熱田西町2番13号
名古屋市中川生涯学習センター	名古屋市中川区富川町1丁目2番地の12
名古屋市港生涯学習センター	名古屋市港区港陽一丁目10番18号
名古屋市南生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の10
名古屋市守山生涯学習センター	名古屋市守山区守山三丁目2番6号
名古屋市緑生涯学習センター	名古屋市緑区鳴海町字本町54番地
名古屋市名東生涯学習センター	名古屋市名東区社が丘三丁目802番地
名古屋市天白生涯学習センター	名古屋市天白区天白町大字島田字黒石4050番地

２　名古屋市緑生涯学習センターに、次のように分館を置く。

名称	位置
上汐田教育集会所	名古屋市緑区鳴海町字上汐田447番地

（事業）

第２条　センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1)　講座、講演会等を開催すること。

(2)　市民の学習活動等を支援すること。

(3)　図書、記録、資料等を利用させること。

(4)　生涯学習に関する情報を提供すること。

(5)　生涯学習のための相談を行うこと。

(6)　センターの施設を使用させること。

(7)　その他教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業を行うこと。

（使用の許可）

第３条　センターの別表第１に掲げる施設並びに分館の集会室及び和室を使用しようとす

る者は、委員会の許可を受けなければならない。

２　委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

(1)　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2)　センターの管理上支障があるとき。

３　委員会は、第１項の許可に際して、センターの管理上必要な条件を付けることができる。

（利用料金）

第４条　センター（分館を除く。以下「千種生涯学習センター等」という。）の使用の許可を受けた者（以下「千種生涯学習センター等の使用者」という。）は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第12条の規定により千種生涯学習センター等の管理を行わせる指定管理者に納付しなければならない。

２　千種生涯学習センター等の使用者は、利用料金を指定管理者が委員会の承認を得て定める期限までに納付しなければならない。

３　利用料金の額は、別表第１に定める基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が委員会の承認を得て定める額とする。ただし、駐車場の利用料金の額は、別表第２に定める額とする。

４　利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第５条　指定管理者は、委員会が特別の事由があると認めたときは、利用料金を減免することができる。

（利用料金の不還付）

第６条　既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、委員会が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用の許可の取消し等）

第７条　委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1)　この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。

(2)　許可された使用目的に違反したとき。

(3)　使用の許可の条件に違反したとき。

(4)　公の秩序又は善良な風俗を乱したとき、又は乱すおそれがあるとき。

(5)　工事その他のセンターの管理上やむを得ない事由が生じたとき。

（特別の設備）

第８条　使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、センターの施設に特別の設備を設け、又は原状の変更をしようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

（原状回復）

第９条　使用者は、使用を終わったとき、又は使用の停止若しくは使用の許可の取消しがなされたときは、直ちにセンターの施設を原状に回復しなければならない。

（損害賠償等）

第10条　建物、設備その他器具を損傷し、又は滅失させた者は、委員会の指示に従い、これらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（職員）

第11条　分館に、館長その他必要な職員を置く。

（指定管理者）

第12条　千種生涯学習センター等の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者に行わせる。

（指定管理者の指定の手続）

第13条　委員会は、千種生涯学習センター等の指定管理者の指定をしようとするときは、教育委員会規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

２　千種生涯学習センター等の指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を委員会に提出しなければならない。

３　委員会は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1)　市民の平等利用が確保されること。

(2)　事業計画書の内容が、千種生涯学習センター等の設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3)　指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

４　委員会は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第14条　指定管理者は、千種生涯学習センター等の休館日及び開館時間の定めに従い、当該施設を適正に市民の利用に供しなければならない。

２　前項の千種生涯学習センター等の休館日及び開館時間は、教育委員会規則で定める。

３　前２項の規定にかかわらず、指定管理者は、委員会との協議により、休館日及び開館時間以外の時間に開館することができる。

４　指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第15条　指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1)　第２条第３号、第４号及び第６号に規定する事業の実施に関すること。

(2)　千種生涯学習センター等の施設の使用の許可に関すること。

(3)　千種生涯学習センター等の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。

(4)　その他委員会が定める業務

（委任）

第16条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附　則　抄

（施行期日）

１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の名古屋市公民館条例第３条第１項の規定による公民館の使用の許可を受けている者は、第３条第１項の規定による相当の生涯学習センターの使用の許可を受けた者とみなす。

（名古屋市公民館運営審議会条例の廃止）

３　名古屋市公民館運営審議会条例（昭和38年名古屋市条例第19号）は、廃止する。

（名古屋市体育館条例の一部改正）

４　名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成16年条例第14号）

この条例は、平成16年４月１日から施行する。ただし、第３条及び第４条の改正規定並

びに別表を別表第１とし同表の次に１表を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

（平成16年規則第99号で平成16年10月１日から施行）

附　則（平成17年条例第113号）

１　この条例は、平成18年２月１日から施行する。

２　この条例による改正後の名古屋市生涯学習センター条例別表第１の規定は、平成18年４月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成19年条例第24号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

（平成19年規則第96号で第１条第２項の表の改正規定のうち大高分館の項を削る部分及び別表第１の改正規定のうち名古屋市緑生涯学習センター大高分館の項を削る部分は平成19年10月１日から施行）

（平成19年規則第118号で第１条第２項の表の改正規定のうち有松分館の項を削る部分及び別表第１の改正規定のうち名古屋市緑生涯学習センター有松分館の項を削る部分は平成19年12月１日から施行）

附　則（平成25年条例第１号）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の名古屋市生涯学習センター条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及び同条例第13条の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

３　この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の使用料の額については、なお従前の例による。

附　則（平成25年条例第64号）

この条例は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年条例第41号）

１　この条例は、平成27年８月１日から施行する。

２　この条例による改正後の名古屋市生涯学習センター条例（以下「改正後条例」という。）別表第１の規定は、平成27年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、

同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3　改正後条例別表第２の規定は、平成27年10月１日以後の使用に係る利用料金の額について適用し、同日前の使用に係る利用料金の額については、なお従前の例による。

附　則（平成27年条例第58号）

1　この条例は、平成28年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の名古屋市生涯学習センター条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及び同条例第13条の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

3　この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の使用料の額については、なお従前の例による。

附　則（平成29年条例第７号）

1　この条例は、平成30年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第14条の改正規定は平成29年４月１日から施行する。

2　この条例による改正後の名古屋市生涯学習センター条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及び同条例第13条の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

3　この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の使用料の額については、なお従前の例による。

別表第１

名称	使用区分			利用料金の基準額					
				午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
				午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午前9時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
名古屋市千種生涯	体育室	貸切りの	スポーツ又はレクリエーシ	5,400円（2,400円）	5,400円（2,400円）	10,800円（4,800円）	7,200円（3,000円）	12,600円（5,400円）	18,000円（7,800円）

学習センター		場合	ョンに使用する場合						
			その他の場合	13,500円（5,800円）	13,500円（5,800円）	27,000円（11,600円）	18,000円（7,800円）	31,500円（13,600円）	45,000円（19,400円）
		貸切りでない場合	バスケットボール（コート1面につき）	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
			バレーボール（コート1面につき）	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
			バドミントン（コート1面につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
			卓球（コート1面につき）	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円
			その他	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円

			スポーツ（250平方メートル以内につき）						
	集会室（1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	和室（1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	視聴覚室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	料理室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	美術室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
名古屋市中村生涯学習センター	体育室	貸切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
			その他の場合	7,800円	7,800円	15,600円	11,700円	19,500円	27,300円
		貸切りでない場合	バドミントン（コート1面につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
			卓球（コー	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円

			ト1面につき）						
			その他スポーツ（250平方メートル以内につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
	集会室（1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	和室（1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	視聴覚室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	料理室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	美術室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
名古屋市天白生涯学習センター	体育室	貸切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
			その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円
		貸切りで	バドミントン（コート1面	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円

		ない場合	につき）						
			卓球（コート1面につき）	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円
			その他スポーツ（250平方メートル以内につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
	集会室		第1集会室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
			第2集会室 第3集会室（1室につき）	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	和室（1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	視聴覚室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	料理室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	美術室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
前3項以外の千種生涯学習セ	体育室	貸切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用す	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円

ンター等			る場合					
			その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円
		貸切りでない場合	バドミントン（コート1面につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
			卓球（コート1面につき）	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円
			その他スポーツ（250平方メートル以内につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
	集会室（1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	和室（1室につき）			1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	視聴覚室			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	料理室（名古屋市南生涯学習センターを除く。）			2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円

	美術室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	和洋裁室（名古屋市守山生涯学習センターに限る。）	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円

備考

1　（　）内の額は、名古屋市千種生涯学習センターの体育室の半面を貸し切る場合に適用する。

2　入場料その他これに類するものを徴収し、又は営利を目的とするときの利用料金の額は、この表に定める額に基づき承認を得て定めた額に2.5を乗じて得た額とする。

3　附属設備の利用料金の基準額は、附属設備の品目ごとに委員会が定める額とする。

別表第２

使用区分	利用料金の額	
	1回	回数券
普通自動車（1台につき）	300円	11回分　3,000円 25回分　5,000円

備考

駐車時間が30分以内のときは、無料とする。

○名古屋市生涯学習センター条例施行規則

平成12年３月31日
教育委員会規則第10号
改正　平成12年教育委員会規則第19号
平成13年教育委員会規則第４号
平成16年教育委員会規則第１号
平成16年教育委員会規則第10号
平成16年教育委員会規則第28号
平成17年教育委員会規則第27号
平成19年教育委員会規則第17号
平成25年教育委員会規則第12号
平成26年教育委員会規則第16号
平成27年教育委員会規則第16号
平成27年教育委員会規則第21号
平成27年教育委員会規則第22号
平成28年教育委員会規則第14号
平成28年教育委員会規則第19号
平成29年教育委員会規則第13号
平成29年教育委員会規則第16号
令和元年教育委員会規則第２号
令和２年教育委員会規則第23号
令和３年教育委員会規則第12号
注　令和２年12月から改正経過を注記した。

名古屋市公民館条例施行規則（昭和50年名古屋市教育委員会規則第４号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　名古屋市生涯学習センター条例（平成12年名古屋市条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（分館の事業）

第２条　条例第１条第２項に規定する名古屋市緑生涯学習センターの分館（以下「分館」

という。）は、次の事業を行う。

上汐田教育集会所

(1)　地域住民のための講座、講演会等を開催すること。

(2)　地域住民の生涯学習等のための相談を行うこと。

(3)　上汐田教育集会所の施設を地域住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（休館日等）

第３条　生涯学習センター（以下「センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。

名称	休館日
名古屋市千種生涯学習センター、名古屋市東生涯学習センター、名古屋市西生涯学習センター、名古屋市中村生涯学習センター、名古屋市昭和生涯学習センター、名古屋市熱田生涯学習センター、名古屋市中川生涯学習センター及び名古屋市南生涯学習センター	1　毎月第2水曜日及び毎月第4月曜日 2　1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
名古屋市北生涯学習センター、名古屋市中生涯学習センター、名古屋市瑞穂生涯学習センター、名古屋市港生涯学習センター、名古屋市守山生涯学習センター、名古屋市緑生涯学習センター（分館を除く。以下同じ。）、名古屋市名東生涯学習センター及び名古屋市天白生涯学習センター	1　毎月第2火曜日及び毎月第4月曜日 2　1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
分館	1　月曜日 2　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「法」という。）に規定する休日 3　1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

２　センターの開館時間は、センター（分館を除く。以下「千種生涯学習センター等」という。）については午前９時から午後９時まで（日曜日及び法に規定する休日は午前９

時から午後５時まで）とし、分館については午前９時から午後９時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び法に規定する休日以外の日にあっては、名古屋市南生涯学習センターの第４集会室の使用時間は、午後５時から午後９時までとする。

３　教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、第１項の休館日若しくは前項の開館時間若しくは使用時間を変更し、又は臨時の休館日若しくは臨時の開館日を定めることができる。

（講座の受講手続）

第４条　センターが開催する講座を受講しようとする者は、受講しようとする講座の名称その他必要な事項を記載した受講申込書を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

（図書等の館内利用）

第５条　センターの図書、記録、資料等の館内利用は、図書室その他所定の場所で行うものとする。

（使用許可申請の手続）

第６条　条例第３条第１項の規定によるセンターの施設の使用の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した使用申込書を指定管理者（分館にあっては、委員会）に提出しなければならない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(1)　使用目的

(2)　使用区分

(3)　使用期日及び時間

(4)　集会又は入場予定人員

(5)　特別の設備等の要否

(6)　入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）の徴収又は営利目的の有無及び入場料等を徴収する場合における料金の額

(7)　使用責任者の住所及び氏名

(8)　その他必要な事項

２　前項の使用申込書は、使用期日の属する月の２月前（条例別表第１備考第２号に規定する場合にあっては、使用期日の属する月の２月前の月の15日）までは受理しない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

３　条例第３条第１項の規定による許可をしたときは、申請者に使用許可書を交付する。

（使用期間）

第７条　センターの施設の使用期間は、引き続き３日以内とする。ただし、使用の終わった際他に使用する者がない場合又は委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（利用料金の承認の申請）

第８条　指定管理者は、条例第４条第３項の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（第１号様式）を委員会に提出しなければならない。

（附属設備の利用料金の基準額）

第９条　千種生涯学習センター等の附属設備の利用料金の基準額は、別表のとおりとする。

（駐車場の使用方法等）

第10条　千種生涯学習センター等の駐車場の使用時間は、午前８時45分から午後９時05分まで（日曜日及び法に規定する休日は午前８時45分から午後５時05分まで）とする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

２　千種生涯学習センター等の駐車場を使用する者（駐車時間が30分以内である者を除く。）は、駐車場の使用を終わった際に利用料金を納付しなければならない。ただし、回数券による場合にあっては、その交付を受ける際に利用料金を納付するものとする。

３　回数券の様式は、別に定める。

（利用料金の減免）

第11条　条例第５条の規定により指定管理者が利用料金を減免することができる場合は、次のとおりとする。

(1)　市又は市の機関が主催し、又は他の団体と共催する行事に使用するとき。

(2)　次に掲げる手帳又は受給者証（以下「手帳等」という。）のいずれかの交付を受けている者が乗車している普通自動車を駐車するため、当該手帳等を係員に提示し確認を受けて駐車場を使用するとき。

ア　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳

イ　戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第４条に規定する戦傷病者手帳

ウ　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第117号）第２条に規定する被爆者健康手帳

エ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

オ　市長の発行する愛護手帳（これに類するものを含む。）

カ　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第７条第４項に規定する医療受給者証

キ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第８項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第４条第１項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。）

ク　障害者総合支援法第51条の７第８項に規定する地域相談支援受給者証（特殊疾病者に係るものに限る。）

ケ　区長の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。）

(3)　指定管理者が委員会の承認を得て定める事由があるとき。

(4)　前３号のほか、委員会が特別の事由があると認めるとき。

２　利用料金の減免の額は、次のとおりとする。

(1)　前項第１号及び第２号の場合　利用料金の全額

(2)　前項第３号の場合　その都度指定管理者が委員会の承認を得て定める額

(3)　前項第４号の場合　その都度委員会が定める額

（令３教委規則12・一部改正）

（減免申請手続）

第12条　前条第１項（第２号を除く。）の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、使用目的及びその内容並びに減免を必要とする事由を記載した利用料金減免申請書を使用申込書に添えて指定管理者に提出しなければならない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（利用料金の還付）

第13条　条例第６条ただし書の規定により指定管理者が既納の利用料金の全部又は一部を還付する場合は、次のとおりとする。

(1)　千種生涯学習センター等の使用の許可を受けた者（以下「千種生涯学習センター等の使用者」という。）の責めに帰することのできない事由によって使用することができなくなったとき。

(2)　市の都合により使用の許可を取り消したとき。

(3)　千種生涯学習センター等の使用者が許可を受けた使用の日（引き続き２日以上使用するときは、その最初の日。以下「使用日」という。）の前日までに使用の許可の取消しを申し出て認められたとき。

(4)　指定管理者が委員会の承認を得て定める事由があるとき。

２　利用料金の還付の額は、次のとおりとする。

(1)　前項第１号及び第２号の場合　利用料金の全額

(2)　前項第３号の場合　利用料金の５割相当額（使用日の前７日までに使用の許可の取消しの申出があったときにあっては全額）

(3)　前項第４号の場合　その都度指定管理者が委員会の承認を得て定める額

３　利用料金の還付を受けようとする者は、使用許可書及び利用料金の領収書の写しを添えて、指定管理者に申請しなければならない。

（使用権の譲渡等の禁止）

第14条　使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は他人に転貸してはならない。

（係員の入場又は入室）

第15条　使用者は、係員の職務上の入場又は入室を拒んではならない。

（行為の禁止）

第16条　センターにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)　みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。

(2)　承認を受けないで飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。

(3)　承認を受けないで広告類を掲出し、又は配布すること。

(4)　建物その他の工作物を汚損し、又はき損するおそれのある行為をすること。

(5)　その他センターの管理上支障があると認められる行為をすること。

（退館）

第17条　この規則に違反し、又は係員の指示に従わない者には、退館を命ずることができる。

（指定管理者の公募）

第18条　条例第13条第１項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)　施設の概要

(2)　指定管理者に行わせる管理の業務（以下「管理業務」という。）の範囲

(3)　指定管理者の指定の予定期間

(4)　選定に参加する者に必要な資格

(5)　管理の基準

(6)　管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準

(7)　管理業務に従事する者の配置の基準

(8)　管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(9)　その他委員会が必要と認める事項

2　条例第13条第１項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第19条　条例第13条第２項の規定による千種生涯学習センター等の指定管理者の指定の申請は、名古屋市生涯学習センター指定管理者指定申請書（第２号様式）によって行わなければならない。

2　条例第13条第２項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法

(2)　管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容

(3)　管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容

(4)　管理業務により得られる収入の見込額

(5)　管理業務に要する費用の見込額

(6)　その他委員会が必要と認める事項

3　千種生涯学習センター等の指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)　定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

(2)　指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの

(3)　その他委員会が必要と認める書類

（指定管理者の選定）

第20条　委員会は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第１条に基づく名古屋市教育委

員会事務局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

（指定等の告示）

第21条　条例第13条第４項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1)　指定管理者の名称及び所在地

(2)　指定管理者の指定の期間

２　条例第13条第４項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1)　指定管理者の名称及び所在地

(2)　指定管理者の指定を取り消した日

（協定の締結）

第22条　指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、千種生涯学習センター等の管理に関する協定を締結するものとする。

２　前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)　管理業務の具体的内容

(2)　千種生涯学習センター等の管理費用として、本市が支払う金額

(3)　管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容

(4)　管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容

(5)　管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(6)　緊急時等における対応方法

(7)　その他委員会が必要と認める事項

（事業報告書の提出）

第23条　指定管理者は、毎年度５月31日までに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第７項に規定する事業報告書を、委員会に提出しなければならない。

２　前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　管理業務の実施状況

(2)　千種生涯学習センター等の使用状況

(3)　千種生涯学習センター等の管理経費等の収支状況

(4)　前各号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため委員会が必要と認める事項

（委任）

第24条　この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成12年教育委員会規則第19号）

１　この規則は、平成12年11月24日から施行する。ただし、次項の規定は、平成12年10月１日から施行する。

２　名古屋市生涯学習センター条例（平成12年名古屋市条例第38号）の規定に基づく許可の申請その他この規則による改正後の名古屋市生涯学習センター条例施行規則の規定により名古屋市守山生涯学習センター体育室に附属する冷暖房設備１式を使用するために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附　則（平成13年教育委員会規則第４号）

１　この規則は、平成13年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて交付されている許可書は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

４　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附　則（平成16年教育委員会規則第１号）

この規則は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成16年教育委員会規則第10号）

１　この規則は、平成16年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に図書等の館外利用をしている者については、この規則による改正後の名古屋市生涯学習センター条例施行規則第６条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成16年教育委員会規則第28号）

この規則は、平成16年10月１日から施行する。

附　則（平成17年教育委員会規則第27号）

1　この規則は、平成18年２月１日から施行する。

2　この規則による改正後の名古屋市生涯学習センター条例施行規則の規定は、平成18年４月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

附　則（平成19年教育委員会規則第17号）

この規則は、平成19年12月１日から施行する。ただし、第20条の改正規定は公布の日から、別表の改正規定中拡声装置１式（名古屋市中村生涯学習センター、名古屋市守山生涯学習センター及び名古屋市緑生涯学習センター大高分館に限る。）の項を改める部分及びスポットライト１式（名古屋市緑生涯学習センター大高分館に限る。）の項を削る部分は平成19年10月１日から施行する。

附　則（平成25年教育委員会規則第12号）

1　この規則は、平成26年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の名古屋市生涯学習センター条例施行規則の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続並びに同規則第23条から第27条まで及び第29条から第34条までに規定する指定管理者の公募その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附　則（平成26年教育委員会規則第16号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年教育委員会規則第16号）

1　この規則は、平成27年８月１日から施行する。

2　この規則による改正後の名古屋市生涯学習センター条例施行規則（以下「改正後規則」という。）別表第１の規定は、平成27年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3　改正後規則別表第２の規定は、平成27年10月１日以後の使用に係る利用料金の額について適用し、同日前の使用に係る利用料金の額については、なお従前の例による。

附　則（平成27年教育委員会規則第22号）

1　この規則は、平成28年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の名古屋市生涯学習センター条例施行規則の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続並びに同規則第23条から第27条まで及び第29条から第34条までに規定する指定管理者の公募その他の行為

は、この規則の施行前においても行うことができる。

附　則（平成28年教育委員会規則第14号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成28年教育委員会規則第19号）

この規則は、平成28年10月１日から施行する。

附　則（平成29年教育委員会規則第13号）

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成29年教育委員会規則第16号）

1　この規則は、平成30年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の名古屋市生涯学習センター条例施行規則の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附　則（令和元年教育委員会規則第２号）

1　この規則は、令和元年７月１日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて交付されている許可書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

4　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附　則（令和２年教育委員会規則第23号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して

使用することができる。

別表（第９条関係）

使用区分	利用料金の基準額					
	午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午前9時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
グランドピアノ1台（名古屋市昭和生涯学習センター、名古屋市港生涯学習センター及び名古屋市天白生涯学習センターに限る。）	1,200円	1,200円	2,400円	1,200円	2,400円	3,600円
たて型ピアノ1台	500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円
プロジェクター	300円	300円	600円	300円	600円	900円
陶芸窯1基（名古屋市熱田生涯学習センター、名古屋市守山生涯学習センター、名古屋市緑生涯学習センター及び名古屋市名東生涯学習センターに限る。）	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円
冷暖房設備1式（名古屋市守山生涯学習センター体育室に限る。）	1,300円	1,300円	2,600円	1,500円	2,800円	4,100円
備考　ピアノの調律は、使用者の負担とする。						

第1号様式(第8条関係)

利用料金承認申請書

年　月　日

(宛先)名古屋市教育委員会

指定管理者　所在地

名　称

代表者

名古屋市生涯学習センター条例第4条第3項の規定により、下記のとおり利用料金の額を定めたいので申請します。

記

1　施設の名称、区分及び利用料金の額

2　実施時期

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第2号様式(第19条関係)

名古屋市生涯学習センター指定管理者指定申請書

年　月　日

(宛先)名古屋市教育委員会

申請者　所在地
名　称
代表者氏名

次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

<table>
<tr><td rowspan="5">申請者</td><td>フリガナ
名　称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="4">電話番号(　　)　—</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代表者</td><td>フリガナ
氏　名</td><td></td><td>職　名</td><td></td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="3">電話番号(　　)　—</td></tr>
<tr><td>種　別</td><td colspan="4">□法人(種類　　)　□法人以外の団体</td></tr>
<tr><td colspan="2">管理を行おうとする生涯学習センターの名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">併せて提出する書類</td><td colspan="4">1　事業計画書
2　定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)
3　指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
4　その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

注　該当する□の中にレ点をつけてください。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

生涯学習センター建設のあゆみ

本市の社会教育施設の整備は、専門施設については 1 区 1 図書館・1 プールの設置、4 方面別都市型青年の家の設置など、はやくから進められてきた。これに比べ、地域の総合的な社会教育施設である社会教育センターの整備の着手は遅れた。

もっとも、学級、講座の開設などの社会教育の事業を行ってこなかったわけではなく、「成人学校」や「青年学級、婦人学級」の開設などの事業を、教育委員会事務局が直接的に行ったり、各区長へ委任して行ってきた。また、昭和 38～39 年の本市へ合併にともなって引き継がれた守山公民館、有松公民館、大高公民館では小規模ながらそれぞれ独自に事業を行いながら、地域住民の社会教育活動の場となってきた。

こうした状況の中で、名古屋市社会教育委員協議会は、昭和 43 年、45 年、49 年と三度にわたり、社会教育の事業は、行政機関が直接行うよりも市民の身近な日常生活圏にある社会教育施設で行われることが望ましいという見地から、社会教育施設整備の推進、とりわけ 1 区 1 社会教育センターの設置を本市教育委員会に対して提言した。

とくに、昭和 45 年に提出された意見書「社会教育センターの設置推進について」では、本市における社会教育行政の課題は、市民ひとりひとりの資質の向上をはかり、都市化にともなう市民生活のひずみを克服し、健康で豊かな生活を実現することができるような社会的基盤を整備することにある。このような条件整備の中で、現在もっとも配慮されなければならないのは、市民が気軽に利用できるような学習や集会、スポーツ活動のための社会教育施設の整備拡充をはかることである。」と述べ、しかも、できるだけ短年次に全区に設置すべきことを強調した。

これを受けて、本市は、当面市内の 4 拠点に社会教育センターを設置することとした。

第 1 号の建設は、千種区の旧振甫プールの跡地を利用して、昭和 48 年 12 月に着工された。当初の計画では、規模も大きく館内施設の内容も充実したものになるはずであったが、折からのオイルショックのあおりを受けて資材等が高騰したため、縮小を余儀なくされた。

翌昭和 49 年 1 月に提出された、建議書「名古屋市における社会教育の推進について」の中では、名古屋市社会教育委員協議会は、各行政区の比較的利用しやすい位置に、市民の多様な学習要求をはじめ、さまざまな期待にこたえられる機能をもつ施設として、区社会教育センターの建設をさらに促進すべきことを改めて指摘した。

これらの提言を強い社会的、時代的要請として受けとめた本市は、1 区 1 館構想の計画にそって、昭和 50 年、千種社会教育センターの開館を契機に毎年 1～2 館を建設し、昭和 60 年の中村・西社会教育センターの開館をもって、設置を完了した。

その後、昭和 63 年 8 月に生涯教育センターを開館し、「交流事業、情報提供、相談事業、調査研究」を柱として、生涯を通じて行う学習の拠点としての事業を実施している。

また、「人にやさしいまち名古屋」の実現をめざした「名古屋市福祉都市環境整備指針」に基づき、高齢者や障害者をはじめ市民のだれもが利用しやすい施設にするための施設整備に平成 5 年度から着手している。

千種社会教育センターは、昭和 50 年の開館以来 18 年が経過したため、平成 5 年度、全館にわたるリニューアル工事を行い、装いを一新した。

生涯学習の理念が定着する中で、家庭教育、学校教育、社会教育を総合的にとらえ市民の学習を支援していく体制づくりの観点から、平成 9 年 4 月 1 日に「社会教育センター」を「生涯学習センター」に、「生涯教育センター」を「生涯学習推進センター」に名称を変更した。

さらに、平成 10 年、国の生涯学習審議会の答申にもあるように、教育委員会と市長部局との積極的な連携を図るため、社会教育・生涯学習行政の見直しをすすめてきた結果、平成 12 年 4 月に各区の生涯学習センターを区役所に編入した。老朽化のため、平成 11 年 9 月より建て替えをすすめてきた守山生涯学習センター体育館棟は、平成 12 年 11 月竣工した。

昨今、高度情報社会の急激な進展により市民の学習志向や学習環境に大きな変化をもたらしている中で、生涯学習推進センターは、平成 16 年 4 月に移転するとともに、広域的な拠点として、関連施設との密なる連携を図りながら、その機能と役割を果たしていくこととした。

また、緑生涯学習センター有松分館、大高分館については、有松分館は平成 19 年 12 月 1 日、大高分館は平成 19 年 10 月 1 日をもって閉館した。

生涯学習推進センターについては、平成 26 年 3 月 31 日をもって閉館した。

年　月	事　　項
昭和 24. 4	（守山市中央公民館開館）
24.12	**（有松公民館開館）**
25. 1	**（大高公民館開館）**
34. 4	（大高公民館移転改築開館）
38. 2	名古屋市と守山市の合併にともない、守山市中央公民館を名古屋市立守山公民館とする。
39.12	名古屋市と有松町、大高町との合併にともない、有松公民館・大高公民館をそれぞれ名古屋市有松公民館・名古屋市大高公民館とする。また、名古屋市立守山公民館を名古屋市守山公民館とする。
43. 1	社会教育委員協議会答申「総合社会教育センターについて」
45. 1	社会教育委員協議会答申「社会教育センターの設置推進について」
46. 4	有松公民館改築開館
49. 1	社会教育委員協議会建議「名古屋市における社会教育の推進について」
50. 4	**千種社会教育センター開館**
51. 5	**守山社会教育センター開館**（一部、守山公民館を改築）
52. 3	社会教育委員協議会意見「社会教育施設の管理運営について」
52. 5	**緑社会教育センター開館**
53. 6	**中川社会教育センター開館**
54. 6	**港社会教育センター開館**
55. 6	**昭和社会教育センター・名東社会教育センター開館**
56. 5	大高公民館改築開館
56. 6	**東社会教育センター・天白社会教育センター開館**
57. 6	**中社会教育センター・瑞穂社会教育センター開館**
57.10	社会教育委員協議会提言「名古屋市教育行政の当面の課題と将来の方向」
58. 6	**南社会教育センター開館**
58. 7	社会教育委員協議会建議「高齢化社会と社会教育の振興」
59. 6	**北社会教育センター・熱田社会教育センター開館**
60. 5	**上汐田教育集会所開所**
60. 6	**中村社会教育センター開館**
60. 7	**西社会教育センター開館**
60.10	社会教育委員協議会提言「生涯教育センター（仮称）の建設構想について」
63. 8	**生涯教育センター開館**
平成 2. 1	社会教育委員協議会提言「社会教育行政におけるコミュニティ学習の推進について」
6. 3	千種・昭和・名東社会教育センター福祉環境整備工事、千種社会教育センター大規模改修工事
6. 7	名古屋市生涯学習推進会議報告「名古屋市生涯学習推進基本指針」
7. 3	東・天白社会教育センター福祉環境整備工事
8. 1	社会教育委員協議会答申「生涯学習推進と社会教育行政の課題」
8. 3	中・瑞穂社会教育センター福祉環境整備工事
8. 8	上汐田教育集会所福祉環境整備工事
9. 3	熱田・南社会教育センター福祉環境整備工事
9. 4	「社会教育センター」は「生涯学習センター」に、「生涯教育センター」は「生涯学習推進センター」に名称変更
10. 1	社会教育委員協議会答申「子どもたちの健やかな成長と社会教育の役割」
10. 3	北・中村生涯学習センター福祉環境整備工事
12. 4	各区の生涯学習センターを、各区役所に編入（有松公民館、大高公民館をそれぞれ緑生涯学習センター有松分館、同じく大高分館とし、上汐田教育集会所と併せて緑生涯学習センターの分館とした）
12.11	守山生涯学習センター体育室棟改築竣工
15. 1	社会教育委員協議会提言「名古屋市生涯学習推進センターのあり方について」
16. 4	生涯学習推進センター移転
16.10	駐車場有料化
18. 3	中川・緑生涯学習センター耐震改修工事
18. 5	社会教育委員協議会答申「生涯学習センターにおける公・民の協働の在り方について」
19. 2	千種・北生涯学習センター耐震改修工事
19.10	緑生涯学習センター大高分館閉館
19.12	緑生涯学習センター有松分館閉館
24.10	社会教育委員協議会提言「生涯学習センターの今後のあり方について」
26. 3	生涯学習推進センター閉館
26. 4	中村、熱田及び名東生涯学習センターに指定管理者制度を導入（※）
28. 4	千種、東、北、西、中、昭和、瑞穂及び守山生涯学習センターに指定管理者制度を導入（※）
30. 4	中川、港、南、緑及び天白生涯学習センターに指定管理者制度を導入（※） （※指定管理者制度導入する際に、区役所に編入されていた各館を再び教育委員会の所管とした）

新型コロナウイルス感染症に関する生涯学習センターの対応

時期	事項	国・県・市の動き
令和２年 ３月２日	全館休館（～５月31日）	３月２日 全名古屋市立学校(園)の臨時休業（～５月31日）
４月21日	令和２年度前期の生涯学習課主催講座・事業及び自主学習グループ開設講座の中止決定	４月10日 愛知県緊急事態宣言 （～５月25日） ４月16日 緊急事態宣言 （～５月14日）
５月20日	「生涯学習センター及びイーブルなごやの開館に向けたガイドライン」の策定	
６月１日	開館（体育室及び料理室を除く）	
６月８日	体育室の利用再開	
８月１日	料理室の利用再開	８月６日 愛知県緊急事態宣言 （～８月24日）
令和３年 １月18日	夜間区分の新規申し込みを20時までの利用に制限。既に使用許可をしている者に対しては、20時以降の活動を自粛するよう要請（～２月28日）	１月14日 緊急事態宣言 （～２月28日） （※１月18日～２月28日 時短措置）
２月	貸室の利用調整の方法を、一堂に会して行う利用調整会から予約抽選に変更 【２月実施（令和３年４月利用）分から】	
４月20日	夜間区分の新規申し込みを20時までの利用に制限。既に使用許可をしている者に対しては、20時以降の活動を自粛するよう要請（～７月11日）	４月20日 まん延防止等重点措置 （～５月11日） ５月12日 緊急事態宣言 （～６月20日） ６月21日 まん延防止等重点措置 （～７月11日）
８月８日	夜間区分の新規申し込みを20時までの利用に制限。既に使用許可をしている者に対しては、20時以降の活動を自粛するよう要請（～９月30日）	８月８日 まん延防止等重点措置 （～８月26日） ８月27日 緊急事態宣言 （～９月30日）
		10月１日 愛知県厳重警戒措置 （～10月17日） 10月18日 愛知県警戒領域 （～１月14日）
10月31日	ガイドライン改定 部屋の定員を従来通りの定員に変更（大声を出すことが想定されない場合に限定）	
令和４年		１月15日 愛知県厳重警戒 （～１月20日） １月21日 まん延防止等重点措置 （～３月21日） ３月22日 愛知県厳重警戒

令和４年４月１日
令和２年６月４日改定
令和２年８月１日改定
令和３年 10 月 31 日改定

生涯学習センター及びイーブルなごやにおける
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

1　施設管理者が講じるべき措置

（１） 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議などで示されている「三つの密」を避けるための取組の徹底

ア　換気の悪い密閉空間としない

厚生労働省が推奨する次の方法による

・機械換気による方法：ビル管理法に基づく必要換気量
（１人当り毎時 30 ㎥以上）

・窓の開放による方法：換気回数を毎時２回以上（30 分に１回以上、数分程度）

イ　多数が集まる密集場所としない

入場者の制限や誘導等を行うことにより、人と人との距離を１～2m程度開けるよう徹底する。

ウ　間近で会話や発声をする密接場面としない

近距離で会話することや大声を出すことを避けるよう注意を促す。運動については、周囲の人と必ず２m 以上の距離を開ける対策をとれば、運動の種類に関わらず、認められる（呼気が激しくなるような運動はより一層距離を空けること）。

（２） ウイルス飛沫・付着予防対策の実施

アルコール消毒薬やアクリル板等の設置、利用者の手洗いの徹底や接触個所の消毒等の必要な対策を実施する。

不特定多数の人が触れる「ドアノブ、電気スイッチ、電話」の３つのＤをはじめとする高頻度接触部位について、除菌及び接触後の手洗いによる接触感染防止を促す取り組みを実施する。

例）接触後の手洗いの勧奨チラシの掲出
利用者への消毒薬を貸出し、消毒の依頼をする

（３） 利用者の健康状態の把握等

非接触型体温計の活用や体温等健康状態の申告等により、利用者の健康状態の把握に努め、発熱や咳、倦怠感など体調不良時には利用の自粛を促す。

例）発熱時における利用自粛の広報チラシの掲出
非接触型体温計による検温の実施案内の掲出

（４） 感染追跡調査を可能とするための措置の実施

感染者の施設の利用が明らかになった場合に備え、利用者への連絡手段の確保に努める。

例）貸施設の使用責任者に対し連絡手段の確保を依頼する。

来館者自身が来館日時を記録することを促す。

（５）施設職員の感染防止対策の実施

職員の健康状態を把握し、発熱や咳、倦怠感など体調不良時には職務に従事させないこととする。また、マスクの着用や手洗い励行等により感染予防対策を行う。

（６） 市内保健センターとの連携

感染者による施設利用が明らかになった場合には、速やかに各保健センターに連絡を取り、感染追跡調査の実施に協力するとともに、各施設内の消毒作業など必要な措置について助言を受けるものとする。

（７） 利用の制限

ロビー等の共用部については、十分な換気を行い椅子の数を減らすなど「三つの密」を避ける対策を実施する。

2　貸施設における使用責任者（利用団体の代表者等）が講じるべき措置

十分な感染症防止対策を講ずることを前提に再開していることを理解していただき、「１　施設管理者が講じるべき措置」について協力をする。

3　利用者にお願いする事項

（１） できるだけ人と人の距離を開け、近距離での会話や大声を出すことを避ける。
（２） 手洗いやうがいを励行し、常にマスクを着用するなど、ウイルスの飛沫・付着を予防する。
（３） 発熱や咳、倦怠感など体調不良時には施設の利用を自粛する。
（４） 感染追跡調査を可能とするため、連絡先の申告など連絡手段の確保に協力する。
（５） 来館者自身が来館日時を記録する。
（６） 感染者と接触した可能性がある場合には、保健センターの実施する感染追跡調査に協力する。

（名古屋市教育委員会生涯学習課（分室）　950-5031）

令和４年版

名古屋市生涯学習センター年報

令和４年８月発行

発行・編集／名古屋市教育委員会